

国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第二二二号)(衆議院提出)要

旨

本法律案は、一般職の国家公務員の育児短時間勤務制度の創設等に準じて、国会職員について、その小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、育児短時間勤務の制度を設ける等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、国会職員は、本属長の承認を受けて、当該国会職員の小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、育児短時間勤務をすることができる。

二、一人の育児短時間勤務国会職員が占める職に、他の一人の育児短時間勤務国会職員を任用することを妨げない。

三、育児短時間勤務国会職員の後補充のため、任期付短時間勤務国会職員(非常勤)を任用することができる。

四、部分休業の対象となる子を小学校就学の始期に達するまでの子とし、部分休業の名称を育児時間とする。

五、この法律は、国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。